

平成19年6月4日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナホーム株式会社

取締役社長 上 田 勉

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（35頁から36頁）をご検討くださいますて、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」（37頁から38頁）をご覧のうえ、平成19年6月25日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
当社14階会議室（末尾記載の株主総会会場ご案内略図ご参照）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第50期〔平成18年4月1日から平成19年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会招集通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をする必要が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.panahome.jp/ir/>）において掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当年度のわが国経済は、個人消費にやや弱含みの動きが見られるものの、堅調な設備投資を背景に緩やかな回復基調を続けており、新設住宅着工戸数も総じて底堅く推移いたしました。このような状況のなかで当社グループは、人と地球にやさしい暮らしを実現するエコライフ住宅を提唱し、安全・安心、健康・快適、創エネ・省エネをテーマに主力の住宅事業、資産活用事業、リフォーム事業に取り組んでまいりました。

住宅事業

戸建請負

戸建請負につきましては、エコライフ住宅のコンセプトを軸とした営業・商品戦略を展開することにより受注促進を図ってまいりました。

営業戦略面におきましては、オール電化やエコライフ住宅のメリットが体感できる施設として、東京電力株式会社様との共同運営により宿泊体験型モデルハウス「Switch! House 世田谷」をオープンし、お客様からたいへんご好評をいただいております。また、「住まいとくらしの情報館」や各工場に併設の複合型展示場「エコライフパーク」などを戦略的に活用することにより商品の強み訴求に努めてまいりました。

商品戦略面におきましては、お客様の様々なご要望にお応えできる商品ラインナップの充実を図ってまいりました。まず、健康・快適をテーマに多彩な設備・仕様をご用意した「エルソーナ<きれいにくらし>」、シニア層向けに「エルソーナ<きれいにくらし>プライムスタイル」を相次いで発売し、商品提案力を強化いたしました。また、都市部市場向けには、「エルソーナ<2.5階の家>」のほか、豊富な収納スペースを提案できる「ソルビオス ノア<ポケットいっぱい>」を発売いたしました。さらに、当社がこれまで医療・福祉分野で培ってきたノウハウを活かして、介護と居住性を両立できる在宅介護対応住宅「パナホーム エイジングホーム」を発売いたしました。

戸建分譲

戸建分譲におきましては、環境共生型オール電化住宅のモデルタウンとして「エストライフ野川菊野台」を東京郊外において販売するなど、当社グループの技術・ノウハウを随所に活かしたまちづくりを積極的に推進してまいりました。

マンション分譲

マンション分譲におきましては、オール電化の分譲マンション「パークナード綱島東公園」で間取りや設備・仕様をコーディネートできるシステムを採用するなど、お客様の多彩なニーズにお応えしてまいりました。

資産活用事業

資産活用事業のうち賃貸住宅につきましては、タイルバリエーションの拡充に加え、オール電化仕様を標準採用した「エルメゾン」を新たに発売し、オーナー様と入居者様のご満足度を高める商品を提案いたしました。また、入居者様の様々なライフスタイルにお応えできる各種サービスメニューを拡充することにより、賃貸住宅経営をサポートしてまいりました。

医療・福祉分野におきましては、シニア向け賃貸マンションや介護付有料老人ホームを直接運営することにより、事業者を支援できるノウハウを蓄積して、土地資産活用における提案力の強化に努めてまいりました。

リフォーム事業

リフォーム事業につきましては、エコライフ・リフォームをコンセプトに、住宅メーカーとして積み重ねてきた経験・ノウハウと松下グループの総合力を結集し、きめ細やかなコンサルティングを通じて、お客様にご満足いただける住空間を提案してまいりました。特に、松下グループの最新設備・仕様を中心にした提案がご好評を博し、パナホームにお住まいのお客様から安定的に受注を確保することができました。

また、営業面におきましては、松下グループとの連携を密にした取組みやインターネットを活用した営業活動の展開とともに、「匠のリフォームセミナー＆個別相談会」を積極的に開催することにより、一般の戸建住宅やマンションのリフォーム需要を開拓してまいりました。

これらの施策を講じてまいりました結果、連結売上高は、前年度に比べ9.0%増の2,968億1千6百万円と増収になりました。また、増収による増販益、前年度に実施した構造改革等が寄与し、連結営業利益は前年度から46億2千4百万円改善の83億6千2百万円、連結経常利益は46億7千5百万円改善の94億1千9百万円、連結当期純利益は79億4千万円改善の52億3千9百万円となり、いずれも増益を達成いたしました。なお、連結受注金額は2,847億9千8百万円で、前年度に比べ100.4%となりました。

部門別受注高および売上高

部門区分	前年度繰越受注高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越受注高
建築請負部門	百万円 119,856	百万円 198,340	百万円 206,102	百万円 120,034
不動産事業部門	5,334	52,605	54,064	3,875
住宅システム部材販売部門	22,823	33,852	36,649	17,608
合計	148,014	284,798	296,816	141,518

- (注) 1. 当年度に持分法適用会社から子会社への異動および新規連結があったため、前年度繰越受注高 + 当年度受注高 - 当年度売上高は、次年度繰越受注高に一致しません。
2. 各部門区分の事業内容については、「(11)主要な事業内容」に記載しております。

(2) 設備投資の状況

当年度は、業務の標準化・平準化を推進するために必要なソフトウェア開発などのほか、工場生産設備の合理化などを対象に総額23億3千3百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、手元資金によって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、金利・地価の上昇や個人所得の伸び悩みなどから個人消費に弱さが見られるものの、景気全体としては回復傾向にあるものと思われます。こうしたなか、昨年、住生活基本法が制定され、住まいに関わるすべての事業者にも量から質への転換が求められるようになったことから、住宅産業を取り巻く環境は大きな変化を遂げつつあるものと予想されます。

このような市場環境の変化に対応するため、当社グループは、製造力の強化と一層の生産性向上を目指して、九州工場・静岡工場を閉鎖し、平成19年9月をもって生産体制を本社工場・筑波工場に集約・再編いたします。また、松下グループ内のシナジー効果を一段と発揮するために、建具等の松下グループ内重複商品の生産を停止し、松下電工株式会社から調達することといたします。これら施策とともに、コスト削減のさらなる徹底や業務の標準化・平準化、さらにはコンプライアンスやリスクマネジメントに誠実に取り組むことにより、企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

一方、こうした経営環境の変化を新たな機会と捉え、お客様第一の実践に徹して地域に密着した事業活動に力を注いでまいります。まず、アフターサービス体制を拡充してお客様の満足度向上を図るとともに、松下グループとの連携をさらに強化し、ユニバーサルデザインなどの新たな視点から生活快適エコライフ住宅を訴求することにより快適な生活空間をご提案いたします。また、エコライフパークや体感納得型モデルハウスなどの充実に加え、営業拠点の戦略的な活用を徹底することにより市場競争力を強化してまいります。さらに、分譲戸建住宅・マンション事業を積極的に展開することにより、住宅需要に幅広く対応できる事業戦略を加速いたします。

これら施策を着実に実行することにより、松下グループの住宅会社として、安全・安心、健康・快適、創エネ・省エネを追求し、お客様に生涯にわたりご満足をお届けできる住まいとくらしの総合産業をめざして邁進してまいります。

何卒、株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (当年度)
受 注 高 (百万円)	265,670	251,729	283,712	284,798
売 上 高 (百万円)	263,754	263,826	272,294	296,816
経 常 利 益 (百万円)	988	3,599	4,744	9,419
当期純利益 (百万円)	1,133	3,771	2,701	5,239
1株当たり 当期純利益 (円)	6.75	22.48	16.10	31.21
総 資 産 (百万円)	232,146	233,365	214,018	216,770
純 資 産 (百万円)	120,643	122,273	117,106	120,542
1株当たり 純 資 産 (円)	718.79	728.67	697.89	713.07

- (注) 1. 印は損失を示しております。
2. 当年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(10)重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は松下電器産業株式会社であり、当社の議決権の54.7%（間接所有を含む）を所有しております。なお、当社は親会社の販売会社を通じて製品等を購入しております。

重要な子会社および関連会社の状況

(平成19年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(子会社)			
株式会社パナホーム北九州	80	100.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム滋賀	30	78.5	
埼玉西パナホーム株式会社	30	78.3	
株式会社ナテックス	300	55.0	外構・造園工事の設計・施工および監理
イーアンドエー設計株式会社	10	100.0	住環境計画、建築設計
ビ・ホーム豊工業株式会社	20	100.0	畳製品の製造・販売
(関連会社)			
株式会社パナホーム東海	60	50.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	
株式会社パナホーム北関東	34	50.0	
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	
京都パナホーム株式会社	97	45.0	

その他の関係会社の状況

松下電工株式会社は、当社の議決権の27.3%（45,518千株）を保有しており、創業当初から密接な関係にあります。

(11) 主要な事業内容

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の売買仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

(12) 主要な営業所および工場

(平成19年3月31日現在)

当 社 本 社	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
営 業 拠 点	
[北海道・東北地区]	当社 東北・北海道支社
[関東地区]	当社 茨城支社、埼玉支社、千葉支店、千葉東支店、東京東支社、東京支社、首都圏環境開発支社、首都圏特建支社、神奈川支社、神奈川中央支社 (株)パナホーム北関東、(株)パナホームセキショウ、埼玉西パナホーム(株)、(株)パナホーム多摩、神奈川西パナホーム(株)、(株)ナテックス
[中部地区]	当社 新潟支店、北陸支店、信濃支店、愛知東支店、名古屋支社、中部環境開発支社、岐阜支店 (株)パナホーム山梨、(株)パナホーム東海、(株)パナホーム長野中央、(株)パナホーム静岡、(株)パナホーム知多、(株)パナホーム愛岐
[近畿地区]	当社 三重支社、奈良支社、大阪支社、大阪北支社、近畿環境開発支社、近畿特建支社、大阪南支店、神戸支社 (株)パナホーム伊賀、(株)パナホーム滋賀、京都パナホーム(株)、(株)パナホーム兵庫、イーアンドエー設計(株)
[中四国地区]	当社 東中国支社、広島支社、山口支店、四国支社
[九州地区]	当社 福岡支社、南九州支店、沖縄支店 (株)パナホーム北九州、(株)パナホーム大分、(株)松栄パナホーム熊本
製 造 拠 点	当社 本社工場（滋賀県東近江市）、筑波工場（茨城県つくばみらい市）、静岡工場（静岡県菊川市）、九州工場（福岡県三井郡大刀洗町） ピ・ホーム畳工業(株)（静岡県静岡市）
研 究 所	当社 住宅研究所（滋賀県東近江市）

(13)企業集団および当社の従業員の状況（平成19年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数	前年度末比増減
5,750名	228名減

当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,356名	47名減	38歳3月	14年4月

(注) 従業員数は、出向者（158名）を除いて記載しております。

(14)主要な借入先（平成19年3月31日現在）

お客様がグループホームなどの介護施設を建築する際の資金を、SPC（特別目的会社）を介した証券化により融資するスキームを構築しましたが、当該スキームにおいてSPC（連結子会社 - 12月決算）が調達した金融機関からの借入資金を計上しております。

借入先	借入額
住友信託銀行株式会社	4,497百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 596,409,000株
 (2) 発行済株式の総数 168,563,533株（自己株式471,636株を含む。）
 (3) 株主数 12,056名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
松下電器産業株式会社	45,518	27.08
松下電工株式会社	45,518	27.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,797	3.45
全国共済農業協同組合連合会	3,697	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,731	1.62
株式会社三井住友銀行	2,358	1.40
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー サブアカウントアメリカンクライアント	2,290	1.36
パナホーム社員持株会	2,229	1.33
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティ ジャスデック アカウト	1,934	1.15
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	1,689	1.01

(注) 出資比率は、自己株式数（471,636株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する状況（平成19年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成19年3月31日現在権利未行使分）

平成15年10月2日発行の新株予約権

(平成15年6月27日定時株主総会決議ならびに平成15年9月24日取締役会決議)

1. 新株予約権の数 210個
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 210,000株
3. 新株予約権の発行価額 無償
4. 新株予約権の行使価額 615円
5. 新株予約権の行使期限 平成20年3月31日

- (2) 上記のうち、取締役および執行役員の有する新株予約権の区分別合計

	個数	保有者数
取締役	30個	3名
執行役員	30個	3名

(注) 社外取締役はおりません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

(平成19年3月31日現在)

氏名	地位	担当または主な職業
上田 勉	取締役社長	
古賀 新也	取締役副社長	C S 推進、品質・環境・I T、経営企画、広報宣伝、人事、総務、法務担当
池田 孝昭	取締役	経営管理担当
木野下 有司	取締役	生産・物流本部長
矢野 元之	取締役	商品・技術本部長
小林 昭	取締役	建築技術・購買本部長
慶野 雅彦	監査役	常勤
出水 順	監査役	弁護士、大阪大学法科大学院特任教授
中谷 茂	監査役	松下電器産業株式会社 監査役室 調査役

- (注) 1. 印は、代表取締役であります。
 2. 監査役 出水 順および監査役 中谷 茂は、社外監査役であります。
 3. 取締役および監査役のうち、他の法人等の代表者を兼任しているものはありません。
 4. 監査役 中谷 茂は、松下電器産業株式会社の経理・財務部門において約30年間勤務した経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	名 6	百万円 152	名 3 (2)	百万円 21 (6)	名 9 (2)	百万円 173 (6)
計		152		21 (6)		173 (6)

- (注) 1. 平成18年6月開催の定時株主総会において、取締役報酬は年額230百万円以内、監査役報酬は年額73百万円以内と決議されております。
 2. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記支給額のほか、平成18年6月開催の定時株主総会決議に基づき、取締役および監査役に対して退職慰労金の打ち切り支給を170百万円（退任取締役および退任監査役への支給分を含む。）行いました。
 4. ()は社外役員の人員および支給額であり、内数です。

(3) 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、経営業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、ならびに企業価値の向上を図っております。

なお、取締役および監査役への退職慰労金については、より透明性・納得性の高い報酬制度を実現するため、平成18年6月に廃止いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

監査役 出水 順

ア．他の会社の取締役・使用人等の兼任状況

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

平成18年6月29日就任以来開催の取締役会11回中7回、監査役会10回中9回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

監査役 中谷 茂

ア．他の会社の取締役・使用人等の兼任状況

当社の親会社である松下電器産業株式会社の監査役室 調査役を兼務しております。(平成19年3月31日まで)

イ．当事業年度における主な活動状況

平成18年6月29日就任以来開催の取締役会11回中10回、監査役会10回中すべてに出席し、財務・会計等の見地から、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(平成19年3月31日現在)

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	46百万円
当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	56百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と証券取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には証券取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払っている内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の親会社である松下電器産業株式会社に提出する米国公開企業会計監督委員会基準に従った連結財務諸表の監査
2. 松下電器産業株式会社の財務報告に関する内部統制の監査に関連して当社およびその連結子会社に対して実施される合意された手続業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって当該会計監査人を解任することがあります。この解任を行った場合、監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合または当社に監査契約を継続できない合理的な事由が生じた場合には、取締役は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会で決定した内部統制システムの整備に関する基本方針および当社における整備状況は、次のとおりであります。

取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の向上を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(整備状況)

経営理念実践の指針を具体的に定めた「松下グループ行動基準」や「役員倫理規程」等の社内規程を制定している。また、執行役員制度を導入して、執行役員には執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定および監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしている。さらに、監査役および監査役会による監査等を実施している。

取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存と管理を行う。

(整備状況)

取締役会議事録は、取締役会ごとに作成され、取締役会事務局により、永久保存されている。また、決裁願は、社長決裁願取扱業務規程に基づいて保存されている。

リスク管理に関する規程その他の体制

リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定し、その重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(整備状況)

リスクマネジメント委員会を中心に、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。リスクマネジメントを推進するに際しての組織体制とリスクマネジメントの役割および推進に際しての指針と推進の基本的枠組みについては、リスクマネジメント基本規程に定めている。

取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。
(整備状況)

意思決定手続きの明確化、社長決裁規程の運用、取締役と執行役員の役割分担、担当役員・中央部長への権限委譲等により、意思決定の迅速化を図っている。また、中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、従業員の職務執行の適法性を確保する。
(整備状況)

「松下グループ行動基準」等の社内規程を策定して徹底を図るとともに、内部監査・法務監査・情報セキュリティ監査等の実施、「企業倫理ホットライン」の運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。

監査役の職務を補助する従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。

(整備状況)

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させている。

監査役への報告に関する体制

取締役および従業員等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

(整備状況)

取締役および従業員等は、監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、特に重要な事項についてはその都度報告を行っている。会社の意思決定事項については重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告するとともに、決裁事項は電子決裁システムによりすべて閲覧可能な状態にしている。また、「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、従業員が直接監査役会に通報する体制を構築している。

監査役監査の実効性確保のための体制

監査役が毎年策定する監査計画に従い、グループとして実効性ある監査を実施できる体制を整える。

(整備状況)

各部門・事業所および子会社・関連会社においては監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も定例報告会等で適宜報告するなど連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。また、常勤監査役は松下電器産業グループの監査役との連携を図るために「松下グループ監査役全体会議」に出席している。

当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するため、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および から までの基本方針を徹底する。

(整備状況)

グループ会社への株主権の行使、取締役および監査役の派遣、社長決裁規程の運用、内部監査部門等による監査の実施、経営方針発表による目標の共有化等を行っている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な経営課題のひとつと考えて経営に当たってまいりました。この方針のもと、配当につきましては、安定配当を基本とし、事業基盤の強化、経営状況・財務状況等を総合的に勘案して、増配などの株主還元策を進めてまいります。

なお、内部留保資金は、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに将来の事業展開に役立てることといたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	129,812	流動負債	74,691
現金預金	56,636	支払手形及び工事未払金等	35,800
受取手形及び完成工事未収入金等	4,002	短期借入金	502
有価証券	1,109	未払金	7,950
棚卸資産	59,185	未払法人税等	420
繰延税金資産	6,611	未成工事受入金	18,201
その他	2,285	賞与引当金	3,481
貸倒引当金	18	完成工事補償引当金	3,646
固定資産	86,958	売上割戻引当金	16
有形固定資産	45,611	その他	4,671
建物及び構築物	19,400	固定負債	21,536
機械装置及び運搬具	2,088	長期借入金	4,497
工具器具及び備品	334	再評価に係る繰延税金負債	2,214
土地	23,436	退職給付引当金	5,492
建設仮勘定	352	その他	9,332
無形固定資産	2,631	負債合計	96,228
投資その他の資産	38,715	(純資産の部)	
投資有価証券	18,585	株主資本	125,891
長期貸付金	6,140	資本金	28,375
前払年金費用	3,269	資本剰余金	31,970
繰延税金資産	8,238	利益剰余金	65,797
その他	3,448	自己株式	251
貸倒引当金	966	評価・換算差額等	6,056
資産合計	216,770	土地再評価差額金	6,673
		その他有価証券評価差額金	592
		為替換算調整勘定	25
		少数株主持分	706
		純資産合計	120,542
		負債・純資産合計	216,770

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	296,816
売 上 原 価	225,398
売 上 総 利 益	71,417
販売費及び一般管理費	63,055
営 業 利 益	8,362
営 業 外 収 益	1,563
(受 取 利 息 及 び 配 当 金)	(351)
(持 分 法 に よ る 投 資 利 益)	(378)
(負 の の れ ん 償 却 額)	(42)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	(791)
営 業 外 費 用	506
(支 払 利 息)	(213)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	(292)
経 常 利 益	9,419
特 別 利 益	62
(固 定 資 産 売 却 益)	(62)
特 別 損 失	2,590
(固 定 資 産 除 売 却 損)	(379)
(関 係 会 社 整 理 損)	(179)
(減 損 損 失)	(179)
(構 造 改 革 費 用)	(1,851)
税金等調整前当期純利益	6,892
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	279
法 人 税 等 調 整 額	1,321
少 数 株 主 利 益	52
当 期 純 利 益	5,239

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	28,375	31,961	63,028	351	123,015
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			1,258		1,258
剰余金の配当			1,259		1,259
役員賞与(注)			2		2
当期純利益			5,239		5,239
土地再評価差額金の取崩			48		48
自己株式の取得				63	63
自己株式の処分		8		163	171
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額合計(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	8	2,768	100	2,876
平成19年3月31日残高	28,375	31,970	65,797	251	125,891

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	土地 再評価 差額金	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	6,624	758	42	5,908	736	117,843
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						1,258
剰余金の配当						1,259
役員賞与(注)						2
当期純利益						5,239
土地再評価差額金の取崩						48
自己株式の取得						63
自己株式の処分						171
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額合計(純額)	48	165	67	147	29	176
連結会計年度中の変動額合計	48	165	67	147	29	2,699
平成19年3月31日残高	6,673	592	25	6,056	706	120,542

(注) 平成18年3月期決算の利益処分項目であります。

連結注記表

当連結会計年度より会社計算規則に基づき連結計算書類を作成しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社
主要な連結子会社 株式会社パナホーム北九州、株式会社パナホーム滋賀、埼玉西パナホーム株式会社、株式会社ナテックス、イー アンド エー設計株式会社、
ピ・ホーム置工業株式会社

子会社13社のすべてを連結の範囲に含めております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム北九州は株式の追加取得により連結子会社となり、また、当連結会計年度に新たに設立した株式会社パナホーム和歌山、実質的に支配していると認められる有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ワン、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ツーおよび有限会社ナーシングホーム・ファンディング・スリーを連結の範囲に含めたため、連結子会社の数が5社増加いたしました。一方、株式会社パナホーム滋賀の子会社であった株式会社パナホーム滋賀REは株式会社パナホーム滋賀との合併により消滅したため、連結子会社の数が1社減少いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 15社
主要な持分法適用関連会社 株式会社パナホーム東海、株式会社パナホーム愛岐、株式会社
パナホーム北関東、株式会社パナホーム兵庫、株式会社パナホーム静岡、京都パナホーム株式会社

関連会社16社のうち、15社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム北九州は株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法適用関連会社の数が1社減少いたしました。

また、関連会社である入江工営株式会社は、連結当期純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、パナホーム テック (マレーシア) センディリアン パハッド [PANAHOME TECH(MALAYSIA) SDN.BHD.]、パナホーム ニューゼaland リミテッド [PANAHOME NEWZEALAND LTD.]、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ワン、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ツーおよび有限会社ナーシングホーム・ファンディング・スリーの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しておりま
す。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地.....個別法による原価法

製品、原材料、仕掛品、貯蔵品.....総平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

無形固定資産定額法

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡後の建築物および住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分および住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(7) 連結子会社の資産および負債に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他のものについては、発生連結会計年度に一括して償却することとしております。なお、金額が僅少なものについては発生連結会計年度に一括して償却することとしております。

(9) 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は119,835百万円であります。

(10) 表示方法の変更

「前払年金費用」は、従来、固定資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「前払年金費用」の金額は1,879百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

長期貸付金 5,002百万円

担保に係る債務

長期借入金 4,497百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,999百万円

3. パナホーム購入者のための

住宅ローンおよびつなぎローンの保証債務 5,801百万円

4. 期末日満期手形 0百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 0百万円

6. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年法律第24号）に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,603百万円下回っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	168,563			168,563

自己株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	761	72	326	507

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加72千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少326千株は、単元未満株式の買増請求による減少6千株およびストックオプションの行使による減少320千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,258	7.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	1,259	7.5	平成18年9月30日	平成18年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成19年4月25日開催の取締役会において、次のとおり決議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月25日 取締役会	普通 株式	1,260	利益 剰余金	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月7日

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

	株式の種類	株式の数
平成15年6月27日定時株主総会決議	普通株式	210,000株

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	713円07銭
1株当たり当期純利益	31円21銭

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	121,455	流動負債	70,038
現金預金	51,135	支払手形	103
受取手形	9	工事未払金	15,453
完成工事未収入金	1,550	買掛金	19,002
売掛金	2,325	未払金	7,812
有価証券	1,109	未払費用	1,546
未成工事支出金	7,510	未払法人税等	349
分譲用建物	9,715	未成工事受入金	15,129
分譲用土地	36,935	前受金	726
製品	1,523	預り金	2,888
原材料・仕掛品・貯蔵品	834	賞与引当金	3,375
前渡金	625	完成工事補償引当金	3,628
前払費用	215	売上割戻引当金	20
繰延税金資産	6,557	固定負債	15,750
未収入金	1,256	再評価に係る繰延税金負債	2,214
預け入金	167	退職給付引当金	5,144
貸倒引当金	17	長期預り金	8,391
固定資産	75,078		
有形固定資産	44,560	負債合計	85,788
建物	18,036	(純資産の部)	
構築物	1,005	株主資本	116,831
機械装置	1,966	資本金	28,375
車両運搬具	121	資本剰余金	31,969
工具器具備品	318	資本準備金	31,953
土地	22,779	その他資本剰余金	15
建設仮勘定	331	利益剰余金	56,728
無形固定資産	2,610	利益準備金	4,188
施設利用権	179	その他利益剰余金	52,540
ソフトウェア	2,430	配当積立金	4,400
投資その他の資産	27,908	別途積立金	42,000
投資有価証券	10,139	繰越利益剰余金	6,140
関係会社株	1,594	自己株式	242
長期貸付金	1,106	評価・換算差額等	6,086
破産債権等	789	土地再評価差額金	6,673
前払年金費用	3,269	その他有価証券評価差額金	587
繰延税金資産	8,186		
長期預け入金	1,641	純資産合計	110,744
その他の投資金	2,667		
貸倒引当金	1,485	負債・純資産合計	196,533
資産合計	196,533		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	283,569
完 成 工 事 高	190,390
不 動 産 事 業 売 上 高	50,495
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 高	42,683
売 上 原 価	215,737
完 成 工 事 原 価	144,147
不 動 産 事 業 売 上 原 価	43,038
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 原 価	28,551
売 上 総 利 益	67,832
完 成 工 事 総 利 益	46,243
不 動 産 事 業 総 利 益	7,456
住 宅 シ ス テ ム 部 材 総 利 益	14,132
販売費及び一般管理費	59,375
営 業 利 益	8,456
営 業 外 収 益	1,083
(受 取 利 息 及 び 配 当 金)	(379)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	(703)
営 業 外 費 用	440
(支 払 利 息)	(178)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	(261)
経 常 利 益	9,099
特 別 利 益	35
(固 定 資 産 売 却 益)	(35)
特 別 損 失	2,669
(固 定 資 産 除 売 却 損)	(364)
(関 係 会 社 株 式 評 価 損)	(19)
(関 係 会 社 整 理 損)	(271)
(減 損 損 失)	(161)
(構 造 改 革 費 用)	(1,851)
税 引 前 当 期 純 利 益	6,465
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	170
法 人 税 等 調 整 額	1,413
当 期 純 利 益	4,882

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						配当 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	28,375	31,953	7	31,961	4,188	4,400	46,000	272	54,315
事業年度中の変動額									
別途積立金の取崩(注)							4,000	4,000	
剰余金の配当(注)								1,258	1,258
剰余金の配当								1,259	1,259
当期純利益								4,882	4,882
土地再評価差額金の取崩								48	48
自己株式の取得									
自己株式の処分			8	8					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額合計(純額)									
事業年度中の変動額合計			8	8			4,000	6,412	2,412
平成19年3月31日残高	28,375	31,953	15	31,969	4,188	4,400	42,000	6,140	56,728

(単位：百万円)

	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等			純資産合計
			土地再評価 差額金	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	342	114,310	6,624	746	5,878	108,431
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩(注)						
剰余金の配当(注)		1,258				1,258
剰余金の配当		1,259				1,259
当期純利益		4,882				4,882
土地再評価差額金の取崩		48				48
自己株式の取得	63	63				63
自己株式の処分	163	171				171
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額合計(純額)			48	159	207	207
事業年度中の変動額合計	100	2,520	48	159	207	2,313
平成19年3月31日残高	242	116,831	6,673	587	6,086	110,744

(注) 平成18年3月期決算の利益処分項目であります。

個別注記表

当事業年度より会社計算規則に基づき計算書類を作成しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地	個別法による原価法
製品、原材料・仕掛品・貯蔵品	総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | | |
|------------|------------|-----|
| (1) 有形固定資産 | 建物 | 定額法 |
| | その他の有形固定資産 | 定率法 |
| (2) 無形固定資産 | | 定額法 |

4. 重要な引当金の計上の方法

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

引渡後の建築物および住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分および住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。
7. 会計方針の変更
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は110,744百万円であります。
8. 表示方法の変更
「前払年金費用」は、従来、固定資産の「その他の投資等」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「前払年金費用」の金額は1,879百万円であります。

貸借対照表に関する注記

- | | | |
|----|---|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 56,487百万円 |
| 2. | パナホーム購入者のための
住宅ローンおよびつなぎローンの保証債務 | 5,208百万円 |
| 3. | 期末日満期手形 | 0百万円 |
| 4. | 関係会社に対する | |
| | 短期金銭債権 | 2,187百万円 |
| | 長期金銭債権 | 2,141百万円 |
| | 短期金銭債務 | 2,179百万円 |
| | 長期金銭債務 | 24百万円 |
| 5. | 事業用土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年法律第24号）に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,603百万円下回っております。 | |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	40,315百万円
	仕	入	高	7,999百万円
	販売費及び一般管理費			2,577百万円
	営業取引以外の取引高			94百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	725	72	326	471

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加72千株は、単元未満株式の買取りによる増加であり
ます。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少326千株は、単元未満株式の買増請求による減少6千株
およびストックオプションの行使による減少320千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	980
完成工事補償引当金	1,476
賞与引当金	1,374
未払事業税否認額	69
減価償却費限度超過額	1,403
繰延資産償却限度超過額	159
退職給付引当金	791
貸倒引当金損金算入限度超過額	607
繰越欠損金	6,766
その他	2,808
繰延税金資産小計	16,433
評価性引当額	1,287
繰延税金資産合計	15,146
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	403
繰延税金負債合計	403
繰延税金資産(負債)の純額	14,743

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引（利息法により算定しております。）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	7,753	2,703	5,049
車両及び運搬具	58	42	16
工具器具及び備品	447	275	171
ソフトウェア	10	5	5
合 計	8,270	3,026	5,243

(2) 未経過リース料期末および期末残高相当額

(単位：百万円)

1 年 内	2,010
1 年 超	3,260
合 計	5,270

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(単位：百万円)

支 払 リ ー ス 料	1,836
減価償却費相当額	1,801
支 払 利 息 相 当 額	45

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	18
1 年 超	32
合 計	50

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容または 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼務等	事業上 の関係				
子会社 および 関連会社	(株)パナホーム 北関東 ほか5社 (関東地方)	20~80	建設業	35.0~ 78.3	兼任15名 (うち従業員 15名) 出向3名	パナホ ームの 受注・ 施工・ 販売	製品の販 売および 工事の請 負	15,370	売掛金	684
同上	(株)パナホーム 静岡 ほか4社 (中部地方)	40~60	同上	48.0~ 50.0	兼任14名 (うち従業員 14名) 出向2名	同上	製品の販 売	10,676	売掛金	483
同上	京都パナホーム(株) ほか4社 (近畿地方)	30~99	同上	45.0~ 100.0	兼任10名 (うち従業員 10名) 出向4名	同上	製品の販 売および 宅地の販 売	10,332	売掛金	468
同上	(株)パナホーム 北九州 ほか2社 (九州地方)	20~40	同上	40.0~ 100.0	兼任6名 (うち従業員 6名) 出向4名	同上	製品の販 売	3,827	売掛金	253

- (注) 1. パナホーム協業会社は全国に多数存在するので、全てを合計して重要性を判断し、地域毎に分けて表示しております。なお、取引金額および債権の金額はそれぞれ地域別の合計額で計上しております。
2. 当グループ各社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜き方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、残高には消費税等を含めた額を記載しております。
3. 出向者は当社の従業員であります。

【取引条件ないし取引条件の決定方針等】

- (1) パナホーム協業会社に対する製品の販売について、価格その他の取引条件は、パナホーム代理店と同様の条件によっております。
- (2) 工事の請負について、価格その他の取引条件は、一般の顧客等と同様の条件によっております。
- (3) 宅地の販売について、価格その他の取引条件は、一般の顧客等と同様の条件によっております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	658円84銭
1株当たり当期純利益	29円07銭

(注) 本計算書類中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 4月23日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 土田 秋雄 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナホーム株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年 4月23日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 土田 秋雄 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 藤川 賢 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年4月24日

パナホーム株式会社 監査役会

監査役(常勤) 慶野 雅彦 ㊟

監査役(常勤社外監査役) 中谷 茂 ㊟

監査役(社外監査役) 出水 順 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしようとするものであります。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	上田 勉 昭和22年9月22日	昭和46年4月 松下電器産業株式会社に入社 平成15年6月 同 役員、パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長に就任 平成18年4月 当社顧問に就任 平成18年6月 同 代表取締役社長に就任、現在に至る	12,000株
2	古賀 新也 昭和19年4月6日	昭和44年4月 松下電器産業株式会社に入社 平成12年5月 同 CS本部長 平成16年6月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員に就任、現在に至る 平成19年4月 同 CS推進、品質・環境、IT推進、経営企画、広報宣伝、人事、総務、法務担当、現在に至る	20,000株
3	池田 孝昭 昭和19年8月17日	昭和38年3月 松下電器産業株式会社に入社 平成10年6月 松下精工株式会社 常務取締役に就任 平成12年6月 同 専務取締役に就任 平成15年1月 松下エコシステムズ株式会社 専務取締役に就任 平成16年6月 当社取締役、専務執行役員に就任、現在に至る 平成17年11月 同 経営管理担当、現在に至る	18,000株
4	小林 昭 昭和25年5月30日	昭和48年4月 当社に入社 平成14年10月 同 執行役員に就任 同 名古屋支社長 平成16年4月 同 建設・購買本部長 平成18年6月 同 取締役、常務執行役員に就任、現在に至る 平成19年4月 同 調達本部長 兼 建築技術本部長、現在に至る	10,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
5	楠 光 男 昭和21年 8月29日	昭和44年 3月 当社に入社 平成10年 6月 当社取締役就任 平成11年10月 株式会社パナホーム東京 取締役社長に就任 平成12年 6月 当社取締役を退任 平成14年 6月 同 取締役、執行役員に就任 平成14年10月 同 常務執行役員に就任、現在に至る 平成16年 6月 同 取締役を退任 平成19年 6月 同 営業統括本部長、現在に至る	26,203株
6	渡 部 幸 二 昭和26年 8月28日	昭和45年 3月 当社に入社 平成12年 5月 株式会社パナホーム広島 取締役社長に就任 平成14年10月 当社執行役員に就任 同 戸建住宅事業部長 平成16年10月 同 近畿営業担当 平成19年 1月 同 営業統括本部 副統括本部長 兼 近畿営業本部長、現在に至る	18,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 印は、新任候補者であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 慶野雅彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしようとするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
児 玉 至 光 昭和25年 6月 1日	昭和49年 4月 当社に入社 平成11年 7月 同 中四国・九州事業部 事業管理部 協業経営管理担当部長 平成13年 1月 株式会社パナホーム近畿 取締役に就任 同 企画管理部長 平成14年 4月 当社経理部長、現在に至る 平成15年 6月 同 執行役員に就任、現在に至る	8,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 印は、新任候補者であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月25日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行役されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
7. 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer® 5.5以上またはNetscape® 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscape®は、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

〔インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ〕

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】☎ 0120-186-417（24時間受付）